



平成 27 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 日本ユピカ株式会社
代表者名 代表取締役社長 上石 邦明
(J A S D A Q ・ コード 7 8 9 1)
問合せ先 役職 取締役管理部長
氏名 塚田 和男
電話 03-6850-0261

「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 27 年法務省令第 6 号）が、平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、改定箇所は下線を付して示しております。

記

内部統制システム構築の基本方針

(基本方針)

当社は、内部統制構築に関し、「業務の有効性及び効率性」「財務報告の信頼性」「事業活動に関わる法令等の遵守」「資産の保全」の 4 項目を達成するため、当社及び当社グループ会社の内部統制を適切に構築・整備・運用するとともに金融商品取引法に定める内部統制報告制度について正確かつ適切に対応する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように「企業行動憲章」、「企業行動基準」を定める。また、その徹底を図るために「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。

監査役及び監査室は連携してコンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

「コンプライアンス規定」を制定して、コンプライアンス上 疑義ある行為について、取締役及び使用人が社内の通報窓口または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を運営し、またそれを告発しても、会社は通報内容を秘守し通報者に不利益な扱いを行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令・社内規定に基づき、その保存媒体に応じて適切かつ確実に、検索及び閲覧可能な状態で定められた期間、整理・保存・管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

リスク管理規定を定め、事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、リスク管理体制を整備・構築することとする。また新たに生じたリスクについては、対応責任者を定め、速やかに対応し、損失の拡大を防止する体制を整えるものとする。

監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例の取締役会を月1回定時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行うほか、必要あれば適宜臨時に開催するものとする。

中期経営計画及び年次事業計画に基づいて目標達成のために活動し、定期的に各事業部門より業績のレビューと改善策を報告させ、具体的な施策を実施させるものとする。

5. 当社及びその子会社から成る企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

当社子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、経営計画に基づいた施策と効率的な業務遂行、コンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立を図るよう指導・支援する。以上の事柄については、当社の主管部門が定期又は随時に報告を受けることとする。

当社と子会社との取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし、適切なものとなるよう、監査室並びに経理担当部門が連携し、十分な情報交換と対策の検討を行う。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を必要とした場合、その職務を補助する使用人を置くものとする。当該使用人に対する指揮命令権限は監査役に帰属するものとする。また、当該使用人の任命、解任、評価、異動等人事権に係る事項の決定は、監査役会の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役及び使用人は、当社グループの業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとし、職務の執行に関する法令・定款違反及び不正行為の事実、または当社グループに損害を及ぼす事実を知った時は、遅滞なく報告するものとする。前記に関わらず、監査役は主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用人に対し説明・報告を求めることができるものとする。

監査役は、代表取締役、会計監査人、監査室と情報交換に努め、連携して監査の実効性を確保するものとする。

監査役に報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

監査役から、その職務の執行について生じる費用の請求があった場合は、当該費用が適正でない場合を除き、これに応じる。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で拒絶する。また、その旨を「企業行動憲章」、「企業行動基準」に定める。

以上